

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年10月15日
【中間会計期間】	第19期中（自2026年3月1日 至2026年8月31日）
【会社名】	バリュークリエーション株式会社
【英訳名】	VALUE CREATION CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新谷 晃人
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿1-18-14 恵比寿ファーストスクエア9階
【電話番号】	03-5468-6877
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部 和田 晃一
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿1-18-14 恵比寿ファーストスクエア9階
【電話番号】	03-5468-6877
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部 和田 晃一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期 中間会計期間	第19期 中間会計期間	第18期
会計期間	自 2025年3月1日 至 2025年8月31日	自 2026年3月1日 至 2026年8月31日	自 2025年3月1日 至 2026年2月28日
売上高 (千円)	1,554,915	1,521,118	3,127,333
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	192,237	△38,395	△74,907
中間（当期）純損失 (△) (千円)	△50,767	△122,876	△260,975
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	50,000	102,444	52,444
発行済株式総数 (株)	2,300,800	2,601,936	2,350,680
純資産額 (千円)	315,906	16,634	39,510
総資産額 (千円)	1,961,350	1,294,896	1,906,068
1株当たり中間（当期）純損失 (△) (円)	△22.07	△52.41	△113.55
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	2.00	—	2.00
自己資本比率 (%)	16.1	1.3	2.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	120,543	△425,176	△179,225
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△197,706	—	△182,428
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	120,050	△203,098	347,351
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高 (千円)	1,181,825	496,368	1,124,643

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり中間（当期）純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動也没有ありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更は以下のとおりです。

（訴訟等に関するリスク）

当社は、広告代理事業に関連する取引について、2026年7月9日にジー・プラン株式会社より、また、2026年8月4日に株式会社リベリオンより訴訟を提起されております。請求額はそれぞれ2,758,538千円及び213,368千円であり、これらに対する遅延損害金等の支払も求められております。

これに対し、当社が設置した特別調査委員会による調査では、当社及び当社関係者による本件架空循環取引への意図的な関与又は他の関係者との共謀は認められておらず、また、当社は、本件取引がジー・プラン株式会社の従業員により主導され、当社に対して実体を伴う通常の広告取引であるかのような説明及び取引明細の交付が行われた結果、当社が本件取引に組み込まれ、下流取引先への支払並びに特別調査委員会の調査その他の対応に係る費用を負担することとなったと主張しています。

当社は、訴訟代理人の見解等を踏まえ、原告らの請求には争うべき点があると認識し、請求の棄却を求めると共に、2026年10月6日付けでジー・プラン株式会社に対し、同社がその従業員の行為について民法第715条第1項に基づく使用者責任を負うとして、当社に生じた損害の賠償を求める反訴を東京地方裁判所に提起しました。

両訴訟については、現時点で当社に損失が発生する可能性が高いとは判断しておらず、また、当社の財政状態及び経営成績に与える影響額を合理的に見積ることが困難であるため、中間財務諸表には反映されておられません。

（継続企業の前提に関する重要事象等）

2026年5月8日付け「特別調査委員会の調査報告書（公表版）の公表及び今後の対応に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、ジー・プラン株式会社との取引に関する特別調査委員会の調査結果を踏まえ、実在性を確認できなかった取引について売上高及びその他の科目の過年度の修正を行うとともに、過年度の財務諸表を訂正しました。

その結果、当社は過年度より継続して営業損失を計上しており、当中間会計期間においても営業損失59,922千円を計上するとともに、マイナスの営業キャッシュ・フロー425,176千円を計上しております。これらの状況により、当社は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しております。

当社は、当該状況を解消するため、マーケティングDX事業における既存顧客との取引継続及び受注拡大並びに新規顧客の獲得に取り組むとともに、不動産DX事業においては、元請案件の受注拡大を推進するとともに、採算管理の強化により収益性の改善を図ってまいります。また販売活動の効率化等による費用削減を推進しております。

さらに、財務基盤の強化を目的として、2026年7月15日開催の取締役会において第三者割当による新株式の発行決議を実施し、2026年7月31日に99,999千円の払込が完了しております。当該資金調達により、債務超過が解消され、運転資金も確保されている状況です。

なお、当社は事業計画及び資金繰り計画を策定しており、当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高より、当中間会計期間末の翌日から12か月間の資金繰りに重要な懸念はないものと判断しております。

したがって、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

（1）経営成績の状況

当社の主たる事業領域である国内インターネット広告市場は、前年比110.8%の市場規模となっています。（出典：株式会社電通「2025年 日本の広告費」）

このような環境のもと、当中間会計期間において当社では、主力事業であるマーケティングDX事業を中心に提供サービスの品質向上に取り組むとともに、顧客ニーズに合致した最適なサービス提案を可能とする営業体制を整備し、新規顧客の獲得とともに提供サービスのクロスセルやアップセルの促進による既存顧客との取引拡大に注力してまいりました。

以上の結果、当中間会計期間の経営成績は、売上高1,521,118千円（前年同期比2.2%減）、営業損失59,922千円（前年同期は158,714千円の営業損失）、経常損失38,395千円（前年同期は192,237千円の経常利益）、中間純損失122,876千円（前年同期は50,767千円の中間純損失）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

<マーケティングDX事業>

マーケティングDX事業は、運用型広告を中心とするプロモーション手法を通じ、広告効果向上のための課題抽出、広告の運用までを一貫して実施しております。既存顧客からの受注増及び新規顧客の獲得もあり堅調に推移いたしました。

この結果、売上高は1,292,774千円（前年同期比5.9%減）、セグメント利益は154,120千円（前年同期比27.8%増）となりました。

<不動産DX事業>

不動産DX事業は、DXで解体業界に新たな価値を届けるべく「解体の窓口」「解体エージェント」「外壁塗装エージェント」を運営しております。ユーザー申込累計件数が80,000件を突破し、認知度が高まっている状況です。

この結果、売上高は228,343千円（前年同期比26.5%増）、セグメント損失は43,199千円（前年同期は1,705千円のセグメント利益）となりました。

(2) 財政状態に関する説明

当中間会計期間末における財政状態は、次のとおりであります。

(資産)

当中間会計期間末における資産合計は1,294,896千円となり、前事業年度末に比べ611,171千円減少いたしました。これは主として、現金及び預金が423,578千円、預け金が204,696千円減少したことによります。

(負債)

当中間会計期間末における負債合計は1,278,262千円となり、前事業年度末に比べ588,295千円減少いたしました。これは主として、買掛金が107,177千円増加したものの、短期借入金が115,000千円、未払金が375,125千円、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）が182,923千円減少したことによります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は16,634千円となり、前事業年度末に比べ22,876千円減少いたしました。これは第三者割当による新株発行により資本金及び資本剰余金がそれぞれ49,999千円増加しましたが、中間純損失の影響により122,876千円減少したことによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べて628,274千円減少し、496,368千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、支出した資金は425,176千円（前年同期は120,543千円の獲得）となりました。これは主な減少要因として、税引前中間純損失の計上122,459千円、仕入債務の減少額266,076千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、資金の変動はありません。（前年同期は197,706千円の支出）

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、支出した資金は203,098千円（前年同期は120,050千円の獲得）となりました。これは株式発行による収入94,824千円があるものの、短期借入金の純増減額による支出115,000千円、長期借入金の返済による支出182,923千円によるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

- (7) 研究開発活動
該当事項はありません。

3 【重要な契約等】
該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2026年8月31日)	提出日現在発行数 (株) (2026年10月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,601,936	2,601,936	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権 利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式 であり、単元株式数100株で あります。
計	2,601,936	2,601,936	—	—

(注)「提出日現在発行数」欄には、2026年10月1日から本半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2026年7月31日(注)	251,256	2,601,936	49,999	102,444	49,999	176,283

(注)有償第三者割当

発行価格 398円

資本組入額 199円

割当先 株式会社Kobayashi Family Capital

(5) 【大株主の状況】

2026年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
合同会社ひまわり	東京都小金井市中町3丁目18-13	1,300,000	50.94
株式会社Kobayashi Family Capital	東京都渋谷区神宮前5丁目50番5号	251,256	9.84
新谷 晃人	東京都小金井市	114,800	4.49
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	44,504	1.74
西田 憲司	東京都渋谷区	34,160	1.33
大坂谷 優介	埼玉県狭山市	28,220	1.10
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	28,200	1.10
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目9番7号	27,900	1.09
かっこ株式会社	東京都港区元赤坂1丁目5-31	22,800	0.89
白井 弘明	東京都練馬区	21,500	0.84
計	—	1,873,340	73.41

(注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	50,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,548,700	25,487	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 3,236	—	—
発行済株式総数	2,601,936	—	—
総株主の議決権	—	25,487	—

② 【自己株式等】

2026年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
バリュークリエーション株式会社	東京都渋谷区 恵比寿 1-18-14	50,000	—	50,000	1.92
計	—	50,000	—	50,000	1.92

(注) 当社は、単元未満の自己株式74株を保有しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（2026年3月1日から2026年8月31日まで）に係る中間財務諸表について、HLB ESネクスト有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

なお、ESネクスト有限責任監査法人は、2026年10月1日付で、名称をHLB ESネクスト有限責任監査法人に変更しております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2026年2月28日)	当中間会計期間 (2026年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	916,477	492,898
売掛金	472,062	478,298
販売用不動産	60,654	60,654
前渡金	23,251	22,228
前払費用	22,112	15,656
暗号資産	134,973	163,135
預け金	208,166	3,470
その他	43,556	32,775
貸倒引当金	△100,450	△99,382
流動資産合計	1,780,803	1,169,735
固定資産		
投資その他の資産	125,265	125,161
固定資産合計	125,265	125,161
資産合計	1,906,068	1,294,896
負債の部		
流動負債		
買掛金	148,894	256,072
短期借入金	※1 120,000	5,000
1年内返済予定の長期借入金	343,508	330,588
未払金	472,682	97,557
未払費用	71,973	51,608
未払法人税等	—	2,498
契約負債	26,583	32,545
預り金	22,352	13,055
その他	1,223	—
流動負債合計	1,207,217	788,925
固定負債		
長期借入金	659,340	489,337
固定負債合計	659,340	489,337
負債合計	1,866,557	1,278,262
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,444	102,444
資本剰余金	234,122	284,122
利益剰余金	△175,897	△298,773
自己株式	△71,158	△71,158
株主資本合計	39,510	16,634
純資産合計	39,510	16,634
負債純資産合計	1,906,068	1,294,896

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)	当中間会計期間 (自 2026年3月1日 至 2026年8月31日)
売上高	1,554,915	1,521,118
売上原価	1,143,390	1,167,439
売上総利益	411,524	353,679
販売費及び一般管理費	※ 570,239	※ 413,601
営業損失 (△)	△158,714	△59,922
営業外収益		
キャッシュバック収入	4,227	15
暗号資産評価益	—	28,162
暗号資産売却益	90,362	—
手数料収入	272,031	—
助成金収入	—	4,130
その他	2,299	3,253
営業外収益合計	368,920	35,562
営業外費用		
支払利息	5,917	8,860
暗号資産評価損	9,701	—
株式交付費	—	5,175
その他	2,349	—
営業外費用合計	17,969	14,035
経常利益又は経常損失 (△)	192,237	△38,395
特別損失		
減損損失	182,510	—
特別調査費用等	—	84,063
特別損失合計	182,510	84,063
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	9,727	△122,459
法人税、住民税及び事業税	60,495	416
法人税等合計	60,495	416
中間純損失 (△)	△50,767	△122,876

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)	当中間会計期間 (自 2026年3月1日 至 2026年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	9,727	△122,459
手数料収入	△272,031	—
減損損失	182,510	—
暗号資産売却益	△90,362	—
暗号資産評価損益 (△は益)	9,701	△28,162
受取利息	△528	△698
支払利息	5,917	8,860
株式交付費	—	5,175
売上債権の増減額 (△は増加)	△51,116	△6,236
未収入金の増減額 (△は増加)	20,054	15,791
仕入債務の増減額 (△は減少)	40,243	△266,076
未払費用の増減額 (△は減少)	15,644	△20,062
その他	△28,503	△29,426
小計	△158,743	△443,295
利息の受取額	528	698
利息の支払額	△5,536	△9,163
手数料収入の受取額	299,234	—
法人税等の支払額	△14,939	△523
法人税等の還付額	—	27,106
営業活動によるキャッシュ・フロー	120,543	△425,176
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,510	—
事業譲受による支出	△180,000	—
暗号資産の取得による支出	△505,669	—
暗号資産の売却による収入	490,369	—
その他	103	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△197,706	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	△115,000
長期借入れによる収入	421,630	—
長期借入金の返済による支出	△286,625	△182,923
株式の発行による収入	—	94,824
配当金の支払額	△14,954	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	120,050	△203,098
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	42,887	△628,274
現金及び現金同等物の期首残高	1,138,938	1,124,643
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,181,825	※ 496,368

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

- ※1 当社は、前事業年度において、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。なお、当中間会計期間においては、該当事項はありません。

	前事業年度 (2026年2月28日)	当中間会計期間 (2026年8月31日)
当座貸越極度額の総額	450,000千円	－千円
借入実行残高	100,000	－
差引額	350,000	－

2 偶発債務

(訴訟等)

当社は、広告代理事業に関連する取引について、2026年7月9日にジー・プラン株式会社より、また、2026年8月4日に株式会社リベリオンより訴訟を提起されております。請求額はそれぞれ2,758,538千円及び213,368千円であり、これらに対する遅延損害金等の支払も求められております。当社は、訴訟代理人の見解等を踏まえ、原告らの請求には争うべき点があると認識し、請求の棄却を求めています。

なお、当社は、上記ジー・プラン株式会社から提起された訴訟に関連して、2026年10月6日付で同社に対し、損害賠償を求める反訴を提起しております。

提起されている訴訟については、現時点で当社に損失が発生する可能性が高いとは判断しておらず、また、当社の財政状態及び経営成績に与える影響額を合理的に見積ることが困難であるため、引当金は計上していません。

(中間損益計算書関係)

- ※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)	当中間会計期間 (自 2026年3月1日 至 2026年8月31日)
給料及び手当	235,076千円	214,320千円
支払手数料	100,493	61,269
支払報酬料	41,173	27,658
貸倒引当金繰入額	1,696	507

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)	当中間会計期間 (自 2026年3月1日 至 2026年8月31日)
現金及び預金勘定	892,899千円	492,898千円
預け金	288,926	3,470
現金及び現金同等物	1,181,825	496,368

(株主資本等関係)

I 前中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

1. 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年5月28日 定時株主総会	普通株式	14,954	6.5	2025年2月28日	2025年5月29日	利益剰余金

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年8月19日 取締役会	普通株式	4,601	2.0	2025年8月31日	2025年11月12日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額は、記念配当であります。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2025年5月28日開催の第17回定時株主総会において、今後の資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うことを決議し、2025年7月10日付でその効力が発生いたしました。

発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額を107,839千円減少させ、全額をその他資本剰余金に振り替える処理を行っております。この結果、当中間会計期間末において、資本金が50,000千円、資本剰余金が231,678千円となっております。なお、株主資本の合計金額への影響はありません。

II 当中間会計期間 (自 2026年3月1日 至 2026年8月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

(第三者割当による新株式の発行)

当社は2026年7月15日開催の取締役会決議に基づき、当中間会計期間において、第三者割当の方法による新株式の発行を行いました。このため、2026年7月31日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ49,999千円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間会計期間（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間損益 計算書計上額 (注) 2
	マーケティング DX事業	不動産 DX事業	計		
売上高					
一時点で移転される財又は サービス	1,374,412	180,502	1,554,915	—	1,554,915
一定期間にわたり移転される 財又はサービス	—	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	1,374,412	180,502	1,554,915	—	1,554,915
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,374,412	180,502	1,554,915	—	1,554,915
セグメント間の内部売上高又 は振替高	—	—	—	—	—
計	1,374,412	180,502	1,554,915	—	1,554,915
セグメント利益又は損失 (△)	120,555	1,705	122,261	△280,975	△158,714

(注) 1.セグメント利益又は損失 (△) の調整額△280,975千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2.セグメント利益又は損失 (△) は、中間損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(減損損失)

(単位：千円)

項目	報告セグメント			調整額 (注)	財務諸表 計上額
	マーケティング DX事業	不動産DX事業	計		
減損損失	180,722	585	181,307	1,202	182,510

(注) 「調整額」は、各報告セグメントに配分していない全社資産の減損損失であります。

Ⅱ 当中間会計期間（自 2026年3月1日 至 2026年8月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間損益 計算書計上額 (注) 2
	マーケティング DX事業	不動産 DX事業	計		
売上高					
一時点で移転される財又は サービス	1,292,774	228,343	1,521,118	—	1,521,118
一定期間にわたり移転される 財又はサービス	—	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	1,292,774	228,343	1,521,118	—	1,521,118
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,292,774	228,343	1,521,118	—	1,521,118
セグメント間の内部売上高又 は振替高	—	—	—	—	—
計	1,292,774	228,343	1,521,118	—	1,521,118
セグメント利益又は損失（△）	154,120	△43,199	110,921	△170,843	△59,922

（注）1.セグメント利益又は損失（△）の調整額△170,843千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2.セグメント利益又は損失（△）は、中間損益計算書の営業損失と調整を行っております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)	当中間会計期間 (自 2026年3月1日 至 2026年8月31日)
1株当たり中間純損失(△)	△22円07銭	△52円41銭
(算定上の基礎)		
中間純損失(△)(千円)	△50,767	△122,876
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純損失(△)(千円)	△50,767	△122,876
普通株式の期中平均株式数(株)	2,300,726	2,344,303

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません

2【その他】

(訴訟1)

当社は、2026年7月9日付でジー・プラン株式会社(以下「原告」といいます。)から下記のとおり、訴訟の提起を受けております。

1. 訴訟が提起された裁判所及び年月日

- (1) 訴訟が提起された裁判所：東京地方裁判所
- (2) 訴訟が提起された年月日：2026年7月9日
- (3) 訴状受領日：2026年8月27日

2. 訴訟を提起した者の概要

- (1) 名称：ジー・プラン株式会社
- (2) 所在地：東京都品川区東品川四丁目12番4号
- (3) 代表者の役職・氏名：代表取締役 滝山 義隆

3. 訴えの概要及び訴訟の目的の価額

- (1) 訴えの概要：損害賠償請求
- (2) 訴訟の目的の価額：2,758,538千円及びこれに対する2025年12月12日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金並びに訴訟費用

4. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

原告は、原告及びその親会社が運営していた広告代理事業に関して行われた架空循環取引により原告が損害を被ったとして、当社元取締役が当該取引に関与し、当社が同元取締役の行為について使用者責任又は会社法上の責任を負うなどと主張し、当社及び当社元取締役に対して損害賠償を求める本件訴訟を提起したものです。

なお、原告は、当社のほか、当社元取締役1名を共同被告としており、両被告に対して請求金額を連帯して支払うよう求めています。なお訴状では原告の担当者は不法行為に基づき、協力会社の代表は共同不法行為に基づき、協力会社も会社法350条に基づき損害賠償責任を負うとされています。

5. 今後の見通し

当社が設置した特別調査委員会による調査の結果、当社及び当社関係者について、本件架空循環取引への意図的な関与や他の関係者との共謀は認められておりません。

当社は、原告の主張には事実関係及び法的根拠の両面において争うべき点があると認識しており、裁判手続において当社の正当性を主張し、原告の請求の棄却を求めています。

また、当社としては、本件取引に関連して損害を被った上に本件架空循環取引への意図的な関与や他の関係者との共謀がなかったにもかかわらず特別調査委員会の設置を余儀なくされるなどして損害を被ったところでありますので、当社は、2026年10月6日付で原告に対して反訴を提起しております。

なお、本件訴訟が当社の業績に与える影響については、現時点では合理的に算定することは困難であることから、中間財務諸表には反映されておりません。

(訴訟2)

当社は、2026年8月4日付で株式会社リベリオン（以下「原告」といいます。）から下記のとおり、訴訟の提起を受けております。

1. 訴訟が提起された裁判所及び年月日

- (1) 訴訟が提起された裁判所：東京地方裁判所
- (2) 訴訟が提起された年月日：2026年8月4日
- (3) 訴状受領日：2026年9月1日

2. 訴訟を提起した者の概要

- (1) 名称：株式会社リベリオン
- (2) 所在地：東京都渋谷区恵比寿二丁目28番10号
- (3) 代表者の役職・氏名：代表取締役 坪崎 祐介

3. 訴えの概要及び訴訟の目的の価額

- (1) 訴えの概要：損害賠償請求
- (2) 訴訟の目的の価額：213,368千円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金並びに訴訟費用

4. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

原告は、ジー・プラン株式会社が売上を仮装する目的で行ったとする架空循環取引に、原告がその事情を知らずに関与させられ、その後、ジー・プラン株式会社に対する広告代金が未回収となったことにより損害を被ったと主張しています。

原告は、当社が原告に本件取引を紹介し、原告から手数料を受領していたことなどを理由として、当社元役員の紹介行為等について共同不法行為責任が成立し、当社が同元役員の行為について使用者責任を負うなどと主張し、当社を含む被告3社に対して損害賠償を求める本件訴訟を提起したものです。

5. 今後の見通し

当社が設置した特別調査委員会による調査の結果、当社及び当社関係者について、本件架空循環取引への意図的な関与や他の関係者との共謀は認められておりません。

また、当社は、原告が参加していた本件取引における広告取引の受発注及び代金決済の商流には関与すらしておりません。

原告は、当社の元役員がジー・プラン株式会社の役職員を原告に紹介したこと、当社が架空循環取引に巻き込まれたために、原告の取引の商流に関しても架空循環取引であることを認識し得てしかもそれに対して重大な過失があり、原告に対して説明義務まで負っていたと主張しておりますものの、当社としては、上記事実関係に照らせば、当社に対して損害賠償責任を求める原告の請求は、事実関係及び法的根拠を欠くと考えており、裁判手続において当社の正当性を明確に主張し、原告の請求の棄却を求めています。

なお、本件訴訟が当社の業績に与える影響については、現時点では合理的に算定することは困難であることから、中間財務諸表には反映されておりません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年10月15日

バリュークリエーション株式会社
取締役会 御中

HLB ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 奥 川 剛 志
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 海 野 直 人
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているバリュークリエーション株式会社の2026年3月1日から2027年2月28日までの第19期事業年度の中間会計期間（2026年3月1日から2026年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、バリュークリエーション株式会社の2026年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。